



FATF声明

2009年2月25日

(仮訳)

イラン

FATF は、資金洗浄について、国際社会とともに実施したイランの初期的な取り組みを歓迎する。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大で継続的な欠陥に対する不充分な対応を引き続き懸念している。FATF は、特にイランがテロ資金供与に対応していないこと及びそれによる国際金融システムへの深刻な脅威を懸念する。FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の報告(STR)の効果的な義務化を実施することによって、イランが資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して速やかにかつ意義ある対応をすることを求め る。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域に対して、それぞれの国内の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、イランとの業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。更に、強化された監視に加え、FATF は、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金リスクから金融機関を保護するために効果的な対抗措置を適用することを、その加盟国に要請するとともに、全ての国・地域に求める。各国・地域は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約にも対処すべきであり、国内でイラン系金融機関からの支店や子会社の設置の要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金リスクを考慮すべきである。

FATF は、FATF 事務局を通じることを含め、イランの資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥への取り組みに対する援助に直接的に従事する用意がある。

ウズベキスタン

FATF は、特定の期限内において包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策措置を採択するためにウズベキスタンが着手したプロセスを歓迎する。しかしながら、判明した（資金洗浄・テロ資金供与対策の）欠陥に対処するための具体的な措置がいまだ実施されていないことに鑑み、FATF は、同国から生じる資金洗浄・テロ資金供与リスクからそれぞれの金融セクターを保護するための予防的措置の強化を FATF 加盟国に要請し、全ての国・地域に求めた、2008 年 10 月 16 日の FATF 声明を繰り返し主張する。

トルクメニスタン

FATF 及びその他の国際機関との長期にわたる対話にもかかわらず、トルクメニスタンはいまだ資金洗浄対策法制の導入を進展させていない。金融機関は、同国における資金洗浄・テロ資金供与体制の欠如が国際金融システムにおける資金洗浄・テロ資金供与に関する脆弱性を構成していることに引き続き留意すべきであり、このリスクに対応するための適切な措置をとるべきである。同国は、国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策基準に合致する包括的な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を遅延無く導入することが求められている。同国は、この目的を達成するため、ユーラシアングループ（ユーラシア地域の FATF 型地域体）及び IMF との協働を継続することが懇意されている。

パキスタン

FATF は、パキスタンにより引き起こされた資金洗浄・テロ資金供与のリスクに関する 2008 年 2 月 28 日の声明を再確認する。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善の進展を歓迎する。FATF は同国が同国の相互審査プロセスにおいて世銀・APG（アジア太平洋地域の FATF 型地域体）との完全な協働を継続することを懇意する。

サントメ・プリンシペ

FATF は、特に 2008 年 11 月の資金洗浄対策法採択を通じて、サントメ・プリンシペの資金洗浄対策体制の脆弱性への取組みに向けた最近の行動を歓迎する。FATF は同国が特にテロ資金供与に関連した現存する資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に取り組むことを求める。

（以上）